

手稲鉄北小学校 いじめ防止基本方針

いじめによって児童が自ら命を絶つなどということは、絶対にあってはならないことであり、学校として「いじめをどう捉えるか」「その本質は何か」「学校は何を求められているか」「未然防止や早期発見、早期対応の手立てはどうあればよいのか」など、共通理解及び手立ての共有を図っていく必要があると考えます。

平成25年には文部科学省より「いじめ防止対策推進法」が施行されました。その中で、学校においては「いじめ防止対策基本方針をつくること」「いじめ防止等対策組織を設置すること」の2点が義務付けられました。

いじめ防止の基本方針

- 「思いやりの心を育む教育活動」を推進し、「いじめを生まない・許さない学校」「どの子にも安心して過ごせる学校」をつくる。
- いじめにつながる小さな行為を「見逃さず」かつ「その場で指導」を実行し、それを情報共有する。
- いじめを把握したときは「迅速に」かつ「慎重に」そして「組織的に」解決に向けて対応する。

いじめの定義

当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの、とする。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立ち、心身の苦痛を見据えて深刻か否かを判断する。

いじめ未然防止のために

- (1) 道徳教育の充実と、日常の学校・学級生活における全ての教職員による指導
 - ・自然や人と関わる体験活動の充実を図るなどして、豊かな感性を育む教育を推進する。
 - ・自己肯定感を高めるとともに思いやりの心や規範意識、人間関係を築く力や社会参画への意識を育む道徳教育を推進する。
 - ・児童にとって「安心・安全な学校・学級」であるために、からかいや嘲笑、言葉による攻撃は、全ての教職員がどの場面においても毅然とした態度で指導する。
- (2) 子どもの命の大切さを見つめ直す月間の取組（8月下旬～9月下旬）
 - ① 道徳「生命尊重」の指導（全学年1時間）
 - ② 児童会による「子ども同士の絆づくり」を大切に活動
＜2022年度「ありがとうキャンペーン」＞
 - ・友達の自分に対する優しい言動に、感謝の気持ちを持ち表現する。また、友達に対する自分の言動を意識する。
 - ③ 学年委員会による「子ども同士の絆づくり（ピアサポート）」を大切に活動
 - ④ 全校朝会での全校指導後に、各学級で指導を行う。
- (3) 「情報モラル教育」の実施
 - ・高学年においては、警察署員などの講師を招いて学習を行う。
 - ・PTA組織を生かすなど、保護者への啓発に努める。

いじめ早期発見のために

- (1) 積極的な認知
 - ① 「いじめアンケート」の実施（6月）
 - ② 札幌市「いじめアンケート」の活用（11月）
アンケート結果をもとにして、児童や、保護者に聞き取りを行い、いじめの発見・指導・解決を行う。
- (2) 「学校いじめ対策委員会（学年主任会）」での情報共有配慮が必要な児童を把握することにより、いじめサインを見逃さない意識を高める。
 - ① 前期
指導の難しい児童や、友達との関わりに難しさを感じている児童を中心にした、情報の共有を図る。
 - ② 後期
問題が深刻になっている児童、問題行動傾向のある児童の情報の共有を図る。（その他、アレルギー児童や、重たい疾患をもつ児童への対応も含む）
- (3) 「子ども理解研修」の実施
対応事例、ゲートキーパー、情報モラル等、複数の観点で研修を重ねて教師の資質向上を図る。
- (4) 対象児童の経過観察・事後確認（8月30日～9月3日）
6月のアンケートで疑いのあった児童と面談を行い継続がないことを確認する。

いじめ発見後の対応と解決のために

- (1) 組織的な対応
いじめが発見された場合には、速やかに教頭に報告をし、組織をもって対応する。対応は、各々の事案に応じて柔軟に行うが、基本的には下記の通りとする。
 - ① 関係児童からの聴き取りは、場所や時間に配慮するとともに、中立的な立場で行う。
 - ② いじめの事実の確認後は、札幌市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡をする。
 - ③ 全教職員および学びのサポーターと情報を共有して、いつでも・どこでも指導できる態勢を整え早期解決を図り、また、再発防止に努める。
 - ④ 再発防止のねらいも含め、学級・学年への指導も行う。
- (2) 外部の協力でより有効に指導
解決にあたっては、いじめの状況および児童の状態など、事案に応じてスクールカウンセラー・巡回相談員などの協力を求める。
- (3) 記録を残し共有
記録を残し、組織で対応の共有を図ったり、対処の方法を事例として蓄積する。

保護者・関係者への周知・連携

この基本方針をホームページに掲載、学校説明会などで周知を行って理解を求め、いじめが起こった場合の連携に備える。

いじめ対策の組織と他機関との連携

- (1) いじめ対策の校内組織として、学年主任会に「学校いじめ対策委員会」をおく。
＜構成＞ 校長、教頭、担任外教諭、学年主任、養護教諭、栄養教諭
- (2) 必要に応じて外部と連携をとる
 - ① 事案に応じて、スクールカウンセラー・巡回相談員・スクールソーシャルワーカー・警察などと連携をとる。
 - ② 早期発見、及び、いじめ確認後の情報共有・解決のために、必要に応じて「手稲前田児童会館」とも連携をとる。
- (3) 学校関係者評価委員会にも理解を求める。

その他 この「学校いじめ防止基本方針」は、毎年3月の職員会議までに点検・見直しを行う。